

一般社団法人陸上競技物語公式陸上部（陸上物語）会則

（名称）

第1条 この会は、陸上物語（以下「本クラブ」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、神戸市東灘区御影3丁目2-11-109に置く。

（目的）

第3条 本会は、一般社団法人陸上競技物語に関する活動を行うことにより、スポーツに関わる全ての人に、平等に、その力を伸ばし発揮する機会を持ってもらえることを目的とし、2021年12月1日設立する。

（活動・事業の種類）

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

（1） 健常者・障がい者・年齢・性別・国籍・職種、いずれにも差別されることなく生涯にわたりスポーツとの関わりを楽しみ、健康維持及び増進を図り、メンバーの相互の親睦をとることを目的とする。

（2） 各種大会の上位入賞を目指す者、健康維持及び増進を楽しむ者、いかなる目標をもつ者に対しても、メンバーの相互支援や応援をし、自律した集団で品格のあるクラブ生活を送ることを目的とする。

（3） その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第5条 本会の会員は、次の二種とする。

（1） 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（2） 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

（3） ボランティア会員は、この会の各種運営を応援するために入会した者とする。

（入会）

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、お問合せいただき、申込書の提出、会員規則内容のご確認及び承認後、会費、入会諸費用を本クラブ本部へ支払います。尚、未成年者の場合は、本人と保護者の連名での申し込み手続きを取っていただきます。保護者は本規約に基づく責任をご本人と連帯して負います。

（会費）

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。会費に関しては、年払いとする。支払い方法については、別途定めた方法で支払うこととする。会費については、途中退会などがあっても、いかなる理由があっても返金はいたしません。

（1） 正会員 18歳以上 12,000円／年会費 （1,000円／月額）

18歳未満 6,000円／年会費 （500円／月額）

(2) 賛助会員 12,000 円／年会費 (1,000 円／月額)

(退会)

第 8 条 会員は、退会届を本部事務所に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を 2 月以上納入しないとき。

(3) 本規約の他、本クラブが定める行動規範、規則、ルール等に違反したとき。

(4) 本クラブのメンバー及び指導者及び運営者の名誉信用を毀損し秩序を乱したとき。

(5) 入会届に虚偽を記載したことが公に判明したとき。

(6) メンバーが社会的失墜行為及び非行及び国内外の法律違反があったとき。

(7) 政治及び宗教活動や勧誘活動、クラブ活動と別の活動をしたとき、またはその恐れがあるとき。

(8) 社会通念や社会常識に相応しくない行為があったとき。

(9) 家族の同意や均衡の取れたワークライフバランスが得られないと判断したとき。

(10) メンバー間の紛争が起き自己解決ができないとき。

(11) クラブの運営以外の SNS やインターネット等でメンバーの写真や個人情報を許可なく掲載したとき。クラブ員の活動中の肖像権及び著作権はクラブに帰属します。

(12) 禁止行為をおこなったとき。

(役員)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1 人

(2) 副会長 1 人

(3) 会計 1 人

(4) 総務 1 人

(5) 監事 1 人

(選任)

第 10 条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 監事は会長、副会長、会計及び総務を兼ねることはできない。

(職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

4 総務は、本会の事務のとりまとめを担当する。

5 監事は、会の活動及び会計を監査する。

(解任)

第 12 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(任期)

第 13 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任任期とする。

(総会)

第 14 条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 報告および決算

(4) 計画および予算

(5) 役員選任又は解任

(6) その他会の運営に関する重要事項

(議事録)

第 15 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第 14 条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第 16 条 会長は、毎事業年度終了後 2 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会にて報告する。

(事業年度)

第 17 条 本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 18 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第 19 条 この会則は、総会において、出席者の 3 分の 1 以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、2022 年 1 月 1 日から施行する。